

## 仕 様 書

### 1 件名

青色防犯パトロール車両の法定 12 か月点検及び部品交換等整備（港区役所協働まちづくり推進課）

### 2 点検対象車

自動車の種別	車 名	型 式	原動機の形式	燃料の種類
軽自動車	マツダ	DBA-MJ34S	R06A	ガソリン

### 3 内容

青色防犯パトロール車両（マツダ株式会社製フレア・ガソリン車、車両番号：なにわ 580 ぬ 1532）にかかる道路運送車両法第 48 条各項の規定による定期点検整備（法定 12 か月点検）及び部品交換等整備。

点検・整備の詳細は別紙明細書のとおり。

### 4 履行場所

港区役所 大阪市港区市岡 1-15-25

### 5 業務履行に関する事項

- (1) 当区役所で当該車両を引取った上、整備工場に運搬し、点検・整備を行い、点検・整備を終えた後、当区役所へ当該車両を納車すること。
- (2) 車両引取日 令和 8 年 3 月 13 日（金）午前 11 時  
車両納車日 令和 8 年 3 月 16 日（月）午前 11 時
- (3) 受注者は本点検着手前に発注者と作業工程および安全対策について十分な打ち合わせを行うこと。
- (4) 検査は受注者の立会いのもとに行う。その結果、指摘を受けた場合は指定期日までに手直しを行い、処置内容を報告し再度検査を受けること。
- (5) 受注者は、点検を完了したときは速やかに完了届を提出すること。なお、検査は点検終了後とし、費用の支払いは検査合格と認められた後に行う。

### 6 その他

- (1) 見積の提出に当たっては、本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は、質問期間内に指定の方法によりよく質問し、その内容を熟知のうえ見積書を提出するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- (2) 納品物もしくは建造物等に破損、紛失などの損害を与えた場合や、第三者に損害を与えた場合には、受注者において速やかにその損害の補償・賠償を行うこととし、本市は一切の責任を負わないこととする。ただし、本市の責めに帰すべき事由においてはこの限りではない。
- (3) 受注者は、業務等の全部を一括して、又は仕様書等において指定した主たる部分

を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- (4) 契約金額には、配送料等本契約にかかる全ての費用を含むものとする。
- (5) 別添各種特記仕様書を遵守すること。

## 7 担当者

港区役所 協働まちづくり推進課（安全・安心グループ） 斉藤

電話 06-6576-9995

FAX 06-6572-9512